

発議案第20号

国民不在の改憲手続法「国民投票法」改正案の廃止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月18日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	小林 恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	堀口 明子	㊞
	同	皆川 知子	㊞
	同	中村 健敏	㊞

## 提案理由

国に対し、国民不在の改憲手続法「国民投票法」改正案は廃止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 国民不在の改憲手続法「国民投票法」改正案の廃止を求める意見書

自民・公明・民主など与野党7党が共同提案した、憲法改正手続のための「国民投票法」改正案が、衆議院での十分な審議抜きに強行採決に至ったことは極めて遺憾である。

最近の世論調査の結果でも明らかなように、国民は「憲法改正」も「9条改正」も望んではいない。しかも、憲法に関する重要問題にもかかわらず、国民からの十分な意見集約を行わずに、次第に明らかになりつつある主権者である国民の自由な意見表明や国民投票運動の制約など、法案の矛盾や欠陥を解決することもなく、わずか4日間・17時間の質疑だけで採決に持ち込み、成立させることなど到底認めることはできない。

参考人質疑では、日弁連副会長が最低投票率を定めていない問題点を指摘し、「十分な検討を」と求めている。また、手続法以外の年齢条項についての政府内の不一致を挙げて、元慶応大講師は法整備に向けた合意形成に対する不安を述べている。さらに、大震災被災地の地方自治体からは、「憲法の理念を被災地に貫けば、多くの課題は解決する」との声もあり、改憲ではなく現行の憲法に基づいた施策こそ必要だと訴えている。

このように、重大な問題点が浮き彫りになっている法案には、「憲法改正の是非やその内容の議論を置き去りにして、手続法の整備だけをなぜ急ぐ」との指摘すら出されるほどである。

よって、本市議会は国に対し、国民不在の改憲手続法「国民投票法」改正案は廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様  
総務大臣様